

(案)

第13次鳥獣保護管理事業計画書

令和4年4月 1日から

5年間

令和9年3月31日まで

石 川 県

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| はじめに | |
| 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 | 1 |
| 第一 計画の期間 | 3 |
| 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項 | 3 |
| 1 鳥獣保護区の指定 | 3 |
| (1) 方針 | 3 |
| (2) 鳥獣保護区の指定等計画 | 4 |
| (3) 鳥獣保護区指定内訳 | 5 |
| 2 特別保護地区の指定 | 6 |
| (1) 方針 | 7 |
| (2) 特別保護地区指定等計画 | 7 |
| (3) 特別保護地区指定内訳 | 8 |
| 3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定 | 8 |
| (1) 方針 | 8 |
| (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画 | 8 |
| 4 休猟区の指定 | 9 |
| (1) 方針 | 9 |
| (2) 休猟区指定計画 | 9 |
| (3) 特例休猟区指定計画 | 9 |
| 5 鳥獣保護区の整備等 | 9 |
| (1) 方針 | 9 |
| (2) 整備計画 | 9 |
| (3) 保全事業の実施 | 10 |
| 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 | 10 |
| 1 鳥獣の人工増殖 | 10 |
| (1) 方針 | 10 |
| (2) 人工増殖計画 | 10 |
| 2 放鳥獣 | 10 |
| 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 10 |
| 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 | 10 |
| (1) 希少鳥獣 | 10 |
| (2) 狩猟鳥獣 | 11 |
| (3) 外来鳥獣等 | 11 |
| (4) 指定管理鳥獣 | 11 |
| (5) 一般鳥獣 | 11 |
| 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 | 11 |
| (1) 許可しない場合の基本的考え方 | 11 |
| (2) 許可に当たっての条件の考え方 | 12 |
| (3) わなの使用に当たっての許可基準 | 12 |
| (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 | 13 |
| (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 | 13 |
| 3 目的別の捕獲許可の基準 | 13 |
| 3-1 学術研究を目的とする場合 | 13 |
| (1) 学術研究 | 13 |
| (2) 標識調査 | 13 |
| 3-2 鳥獣の保護を目的とする場合 | 13 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 | 13 |
| (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 | 14 |
| (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 | 14 |
| 3-3 鳥獣の管理を目的とする場合 | 15 |
| (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的 | 15 |
| ① 許可対象者 | 15 |
| ② 鳥獣の種類・数 | 16 |
| ③ 期間 | 16 |

| | |
|---|----|
| ④ 区域 | 16 |
| ⑤ 方法 | 16 |
| (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 | 16 |
| ① 許可対象者 | 16 |
| ② 鳥獣の種類・数 | 17 |
| ③ 期間 | 17 |
| ④ 区域 | 17 |
| ⑤ 方法 | 17 |
| ⑥ その他 | 18 |
| 3-4 その他特別の事由の場合 | 20 |
| (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 | 20 |
| (2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 | 20 |
| (3) 鵜飼漁業への利用の目的 | 20 |
| (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 | 21 |
| (5) その他公益上の必要があると認められる目的 | 21 |
| 4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 21 |
| 4-1 捕獲許可した者への指導 | 21 |
| (1) 捕獲物又は採取物の処理等 | 22 |
| (2) 錯誤捕獲の防止 | 22 |
| 4-2 許可権限の市町長への委譲 | 22 |
| 4-3 鳥類の飼養登録 | 22 |
| 4-4 販売禁止鳥獣等 | 23 |
| (1) 許可の考え方 | 23 |
| (2) 許可の条件 | 23 |
| 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 | 23 |
| 1 特定猟具使用禁止区域の指定 | 23 |
| (1) 方針 | 23 |
| (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 | 24 |
| (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 | 24 |
| 2 特定猟具使用制限区域の指定 | 25 |
| 3 猟区設定のための指導 | 26 |
| 4 指定猟法禁止区域 | 26 |
| 第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項 | 26 |
| 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針 | 26 |
| 2 実施計画の作成に関する方針 | 26 |
| 第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 | 26 |
| 1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 | 26 |
| 2 実施計画の作成に関する方針 | 27 |
| 第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 | 27 |
| 1 基本方針 | 27 |
| 2 鳥獣保護対策調査 | 27 |
| (1) 方針 | 27 |
| (2) 鳥獣生息分布調査 | 27 |
| (3) 希少鳥獣等保護調査 | 27 |
| (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 | 28 |
| 3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 | 28 |
| 4 狩猟対策調査 | 28 |
| (1) 方針 | 28 |
| (2) 狩猟鳥獣生息調査 | 28 |
| (3) 放鳥効果測定調査 | 29 |
| 5 鳥獣管理対策調査 | 29 |
| (1) 方針 | 29 |
| (2) 調査の概要 | 29 |

| | | |
|-----------|--------------------------------|----|
| 第九 | 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 | 29 |
| 1 | 鳥獣行政担当職員 | 29 |
| (1) | 方針 | 29 |
| (2) | 設置計画 | 29 |
| (3) | 研修計画 | 30 |
| 2 | 鳥獣保護管理員 | 30 |
| (1) | 方針 | 30 |
| (2) | 設置計画 | 30 |
| (3) | 年間活動計画 | 30 |
| (4) | 研修計画 | 30 |
| 3 | 保護及び管理の担い手の育成 | 30 |
| (1) | 方針 | 31 |
| (2) | 狩猟者の確保・育成と技能の向上 | 31 |
| (3) | 認定鳥獣捕獲等事業者の確保 | 31 |
| 4 | 鳥獣保護センター等の設置 | 31 |
| (1) | 方針 | 31 |
| (2) | 鳥獣保護センター等の施設概要 | 31 |
| 5 | 取締り | 31 |
| (1) | 方針 | 31 |
| (2) | 年間計画 | 31 |
| 6 | 必要な財源の確保 | 31 |
| 第十 | その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項 | 31 |
| 1 | 傷病鳥獣救護の基本的な対応 | 31 |
| 2 | 安易な餌付けの防止 | 32 |
| 3 | 感染症への対応 | 32 |
| (1) | 高病原性鳥インフルエンザ | 32 |
| (2) | 豚熱 | 34 |
| (3) | その他の野生鳥獣に関する感染症 | 34 |
| 4 | 普及啓発 | 34 |
| (1) | 鳥獣の保護及び管理についての普及等 | 34 |
| (2) | 野鳥観察舎等の整備 | 35 |
| (3) | 愛鳥モデル校の指定 | 35 |
| (4) | 法令の普及徹底 | 35 |

はじめに

鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県は、本州中央部の日本海側に位置し、北部には日本海に突き出た能登半島の長く複雑な海岸線、南東部には高山帯を持つ白山を擁するなど、変化に富んだ自然環境を有している。この豊かな自然の中で多種多様な野生生物が生息しており、人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことが重要な課題となっている。

しかし、近年、開発等による生息環境の悪化や里山の手入れ不足などにより、絶滅が危惧される生物が増加している一方で、生息数の増加や生息地の拡大によって各種被害をもたらしている鳥獣も存在する。また野生鳥獣に関する感染症への積極的な対応も求められるなど、人と鳥獣との適切な関係の構築を通じて、両者の軋轢の最小化を図り、これらの問題の解決を目指すことが求められている。各種被害には、生活環境や農林水産業、生態系に係る被害が一層深刻な状況となっており、これらの鳥獣の個体群管理や生息環境管理、被害防除対策等の実施による鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。

特に、近年、ニホンジカやイノシシ等の種においては、急速な生息数の増加や分布域の拡大により、農林水産業や生活環境被害、生態系への深刻な影響が続いている。

環境省と農林水産省では、平成25年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、令和5年度までに平成23年度比でニホンジカ及びイノシシの個体数を半減することを目標として掲げた。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）は、平成26年に「鳥獣の保護及び管理及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に改められ、鳥獣の「保護」及び「管理」が法律上で定義され、生息数が著しく増加し、生息地が拡大している鳥獣については積極的に捕獲を進め、生息状況を適正な状態に誘導するための「鳥獣の管理」のための施策を強化することとなった。これは、現在、鳥獣行政が直面している管理の強化という喫緊の課題に対する制度的な対応であった。

なお、深刻な農作物等の被害に対応するためには、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止対策との一層の連携強化が求められている。

鳥獣の保護の観点では、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして、法に基づく希少鳥獣に指定されている鳥獣も多く、これらの種については、法に基づく第一種特定鳥獣保護計画や希少鳥獣保護計画、鳥獣保護区等の各種制度を通じて、適切に保護を図っていくことが重要である。また、鳥類の鉛中毒の防止や、意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）の防止等に努めることも必要である。

さらに、クマ類やイノシシ等の大型獣類の市街地等への出没も地域社会の喫緊の問題となりつつある。大型獣類の市街地等への出没を抑制して被害を軽減するとともに、個体群の維持を図っていくためには、人と鳥獣のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、それぞれの区域ごとに設定した管理目標の下で施策を実施していくゾーニング管理に取り組むとともに、市街地等へ出没させないための環境管理、ICT技術を活用した監視体制の強化、周辺住民への情報提供等の対応が必要である。このような鳥獣の市街地等への出没時の対応には迅速性や高い技術力が求められるが、それに対応可能な人材及び体制が十分ではない場合も多い。鳥獣の市街地等への出没による事故の発生を防止することが重要であることから、行政機関が中心となって、あらかじめ出没時の対応方針を定めておき、人員の配置や連絡体制を整備するとともに、出没させないための環境管理とそれを担う人材及び団体の育成を進める必要がある。

安全確保の観点では、平成26年の法改正により指定管理鳥獣捕獲等事業に限り可能となった夜間銃猟とともに市街地での麻醉銃猟が可能となり、これまで捕獲活動が行われなかった時間帯や場所での捕獲が可能となったが、事故の発生防止に一層努めていく必要がある。捕獲作業に従事する者には、猟具の使用に係る技術の向上だけではなく、錯誤捕獲への対応も含めた捕獲作業における安全管理の徹底が求められる。

野生鳥獣に関する感染症については、これまで、高病原性鳥インフルエンザや豚熱といった特定の感染症への対応を中心として進められてきた。しかし、鳥獣には、これら以外にも様々な感染症の病原体を保有することが知られており、感染症対策の観点からも鳥獣の保護及び管理に取り組んでいくことが一層重要である。

また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣被害防止という社会的役割を果たしており、狩猟の適正化を図るとともに、狩猟者の減少や高齢化が進行する中で、狩猟者の育成、確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進が重要な課題となっている。そ

のため、若手狩猟者の確保及び捕獲技術の向上を図り、継承していくための仕組みづくりと捕獲事業等に取り組む従事者の負担軽減が重要である。

こうしたことを踏まえ、鳥獣保護管理事業は、関係者間の合意形成を図りながら、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から生息数の水準と生息地の範囲を適正化するという考え方を基本として実施する。

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

県民の野生鳥獣保護に対する関心が高まってきている一方で、鳥獣保護区指定に伴う鳥獣被害増大の危惧が農林業者を中心に根強いことから、鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境及び周辺地域への影響を十分に配慮し、鳥獣保護と人間生活の調和を基本に、利害関係者間の意見の調整を図りながら指定する。

今計画期間中において、指定期間が満了となる鳥獣保護区については原則として期間更新を行い、既指定鳥獣保護区の維持と充実を図り、鳥獣の保護繁殖に努める。

ただし、著しい生活環境、農林水産業等への被害が見られる場合は、被害防除対策の実施とともに、捕獲の促進を図るため、区域の見直し等を検討する。

② 指定区分ごとの考え方

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保に資するため必要な地域について、森林鳥獣生息地の保護区を指定する。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域の生物多様性の拠点の確保に資するため必要な地域について、大規模生息地の保護区を指定する。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、集団繁殖地の保護区を指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、石川県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区を指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(3) 鳥獣保護区指定内訳

- ① 鳥獣保護区の新指定計画 該当なし
 ② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

| 年度 | 指定区分 | 鳥獣保護区 名称 | 変更区分 | 指定面積の異動 | | | 変更後の指定期間 | 変更理由 |
|-------|----------|--------------|------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|------|
| | | | | 異動前の 面積 (ha) | 異動 面積 (ha) | 異動後の 面積 (ha) | | |
| 令和4年度 | 森林鳥獣生息地 | 手取地区 | 期間更新 | 503 | | 503 | 4年11月1日から14年10月31日 | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 専光寺 | 期間更新 | 150 | | 150 | 4年11月1日から14年10月31日 | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 清水 | 期間更新 | 18 | | 18 | 4年11月1日から14年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 甲 | 解除 | 120 | △120 | 0 | | ※ |
| | 森林鳥獣生息地 | 深見 | 解除 | 1,449 | △1,449 | 0 | | ※ |
| | 森林鳥獣生息地 | 小木 | 縮小 | 250 | △215 | 35 | | ※ |
| 計 | | 6箇所 △2箇所 | | 2,490 | 1,784 | 706 | | |
| 令和5年度 | 集団渡来地 | 大聖寺 | 期間更新 | 1,439 | | 1,439 | 5年11月1日から15年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 杉水 | 期間更新 | 710 | | 710 | 5年11月1日から15年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 鈴ヶ岳 | 期間更新 | 1,439 | | 1,439 | 5年11月1日から15年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | キゴ山 | 期間更新 | 328 | | 328 | 5年11月1日から15年10月31日 | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 卯辰山 | 期間更新 | 962 | | 962 | 5年11月1日から15年10月31日 | |
| | 集団渡来地 | 河北瀉 | 期間更新 | 573 | | 573 | 5年11月1日から15年10月31日 | |
| | 集団渡来地 | 河北海岸 | 期間更新 | 107 | | 107 | 5年11月1日から15年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 津幡 | 期間更新 | 1,511 | | 1,511 | 5年11月1日から15年10月31日 | |
| 計 | | 8箇所 | | 7,069 | | 7,069 | | |
| 令和6年度 | 森林鳥獣生息地 | 山代温泉 | 期間更新 | 590 | | 590 | 6年11月1日から16年10月31日 | |
| | 集団繁殖地 | 関野鼻 | 期間更新 | 185 | | 185 | 6年11月1日から26年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 猿山 | 期間更新 | 320 | | 320 | 6年11月1日から26年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 岩倉 | 期間更新 | 622 | | 622 | 6年11月1日から26年10月31日 | |
| 計 | | 4箇所 | | 1,717 | | 1,717 | | |
| 令和7年度 | 身近な鳥獣生息地 | 鶴来 | 期間更新 | 500 | | 500 | 7年11月1日から17年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 眉丈山 | 期間更新 | 602 | | 602 | 7年11月1日から17年10月31日 | |
| | 集団渡来地 | 一ノ宮 | 期間更新 | 96 | | 96 | 7年11月1日から17年10月31日 | |
| 計 | | 3箇所 | | 1,198 | | 1,198 | | |
| 令和8年度 | 集団渡来地 | 高松 | 期間更新 | 585 | | 585 | 8年11月1日から28年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 高爪山 | 期間更新 | 823 | | 823 | 8年11月1日から28年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 川尻 | 期間更新 | 70 | | 70 | 8年11月1日から28年10月31日 | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 三井 | 期間更新 | 11 | | 11 | 8年11月1日から28年10月31日 | |
| | 森林鳥獣生息地 | 奥仁行 | 期間更新 | 740 | | 740 | 8年11月1日から28年10月31日 | |
| 計 | | 5箇所 | | 2,229 | | 2,229 | | |
| 合計 | | 26箇所 △2箇所 | | 14,703 | △1,784 | 12,919 | | |

※狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ移行するため。

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

計画期間中に、満了となる特別保護地区について、区域の見直しを行い、指定当初の自然環境が保全されている地区については、再指定を行う。

② 指定区分ごとの考え方

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域のうち必要と認められる区域について、指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型鳥獣を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について、指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について、指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類及びコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について、指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について、指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について、指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定等計画

(第3表)

| 区 | 区分 | 既指定特別保護地区(A) | 本計画期間に区域縮小する特別保護地区 | | | | 本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む) | | | | 本計画期間に区域拡大する特別保護地区 | | | | |
|----------|--------|--------------|--------------------|----|-----|-----|--------------------------|------|---|----|--------------------|-----|---|------|---|
| | | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計(B) | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計(C) | |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | 6 | | | 1 | 2 | | | | | | 3 | | | 0 |
| | 面積(ha) | 436 | | | 99 | 170 | | | | | | 269 | | | 0 |
| 大規模生息地 | 箇所 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 面積(ha) | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 集団渡来地 | 箇所 | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | 0 |
| | 面積(ha) | 10 | | | | | | | | 10 | | | | | 0 |
| 集団繁殖地 | 箇所 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 面積(ha) | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 面積(ha) | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 生息地回廊 | 箇所 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 面積(ha) | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 面積(ha) | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 計 | 箇所 | 7 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 4 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積(ha) | 446 | 0 | 99 | 170 | 0 | 10 | 279 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 区 | 区分 | 本計画期間に区域縮小する特別保護地区 | | | | 本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む) | | | | 計画期間中の増△減* | 計画終了時の特別保護地区** | | | | | | | | |
|----------|----------|--------------------|---|---|---|---------------------------------|------|---|---|------------|----------------|---|----|-----|------|---|---|-----|-----|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計(D) | 4 | 5 | | | 6 | 7 | 8 | 計(E) | | | | |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | | | 3 | 0 | 0 | 6 | |
| | 変動面積(ha) | | | | | | | | 0 | 0 | 1 | 2 | | | 269 | 0 | 0 | 436 | |
| 大規模生息地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | 変動面積(ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 集団渡来地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| | 変動面積(ha) | | | | | | | | | | | | | 10 | 10 | 0 | 0 | 10 | |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | 変動面積(ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | 変動面積(ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 生息地回廊 | 箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | 変動面積(ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | 変動面積(ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 計 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 4 | 0 | 7 |
| | 変動面積(ha) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 99 | 170 | 0 | 10 | 279 | 0 | 0 | 0 | 0 | 446 |

* 箇所数についてはB-E

**箇所数についてはA+B-E

面積についてはB+C-D-E

面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区指定内訳

(第4表)

| 年度 | 指定の対象となる鳥獣保護区 | | | | 特別保護地区 | | 備考 |
|-------|---------------|-------------|------------|------------------------|--------------|--------------------------|-----|
| | 指定区分 | 鳥獣保護区 名称 | 面積 (ha) | 指定期間 | 指定面積 (ha) | 指定期間 | |
| 令和5年度 | 森林鳥獣 生息地 | 津幡 | 1,511 | 5年11月1日から 15年10月31日 | 99 | 5年11月1日から 15年10月31日 | 再指定 |
| 計 | | 1箇所 | 1,511 | | 99 | | |
| 令和6年度 | 森林鳥獣 生息地 | 山代温泉 | 590 | 6年11月1日から 16年10月31日 | 45 | 6年11月1日から 16年10月31日 | 再指定 |
| | 森林鳥獣 生息地 | 岩倉 | 622 | 6年11月1日から 26年10月31日 | 125 | 6年11月1日から 26年10月31日 | 再指定 |
| 計 | | 2箇所 | 1,210 | | 170 | | |
| 令和8年度 | 集団 渡来地 | 高松 | 585 | 8年11月1日から 28年10月31日 | 10 | 8年11月1日から 28年10月31日まで | 再指定 |
| 計 | | 1箇所 | 585 | | 10 | | |
| 合計 | | 4箇所 | 3,308 | | 279 | | |

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定

(1) 方針

イノシシ及びニホンジカによる農林業被害が発生している既設鳥獣保護区について、捕獲の促進を図るため、被害が軽減するまでの間、一時的に鳥獣保護区を解除し、当該区域をイノシシとニホンジカのみ狩猟が可能となる「狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域」に移行することにより、鳥獣保護区の目的である鳥獣の保護の達成と捕獲の促進・被害軽減の両立を目指す。

なお、指定期間は本計画の終期までとし、期間満了後は原則として鳥獣保護区に戻すことを前提として、被害の状況を検証することとする。

(第5表)

| 年度 | 名称 | 所在地 | 面積 (ha) | 捕獲を禁止する狩猟鳥獣 | 指定期間 | 備考 |
|-------|------|---------|------------|--------------|-------------------------|-----|
| 令和4年度 | 西保 | 輪島市 | 1,010 | イノシシ・ニホンジカ以外 | R4.11.1 ～ R9.3.31 | 再設定 |
| | 深見 | 輪島市、能登町 | 1,449 | イノシシ・ニホンジカ以外 | | 新規 |
| | 三波 | 能登町 | 305 | イノシシ・ニホンジカ以外 | | 再設定 |
| | 小木 | 能登町 | 215 | イノシシ・ニホンジカ以外 | | 新規 |
| | 珠洲中央 | 珠洲市 | 2,810 | イノシシ・ニホンジカ以外 | | 再設定 |
| | 奥能登 | 珠洲市 | 3,175 | イノシシ・ニホンジカ以外 | | 再設定 |
| | 奥七海 | 穴水町 | 1,457 | イノシシ・ニホンジカ以外 | | 再設定 |
| | 甲 | 穴水町 | 120 | イノシシ・ニホンジカ以外 | | 新規 |
| 新規 | | 3箇所 | 1,784 | | | |
| 再設定 | | 5箇所 | 8,757 | | | |
| 合計 | | 8箇所 | 10,541 | | | |

4 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、計画的に狩猟鳥獣の保護増殖を図り、生態系の保全を図ることを目的として指定するものとする。

指定に当たっては、農林水産関係者及び地域住民等の理解を得られるよう留意することとし、その指定期間は原則として3年とするが地域の状況によっては2年とする。

なお、農林水産業被害が顕著である地域については、市町の意向に基づき、加害鳥獣に限り狩猟ができる特例休猟区に指定することとする。

(2) 休猟区指定計画

(第6表)

| 年度 | 休猟区指定所在地 | 休猟区名称 | 指定面積 (ha) | 指定期間 | 備考 |
|-------|----------|-------|--------------|---------------------------|----|
| 令和6年度 | 七尾市 | 高階 | 1,673 | 令和6年11月1日から 令和9年10月31日 | |
| 計 | | 1箇所 | 1,673 | | |
| 合計 | | 1箇所 | 1,673 | | |

(3) 特例休猟区指定計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内の休猟区において、当該計画の対象鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）を狩猟により捕獲することが、当該計画の達成を図るため特に必要と認められるときは、農林業被害等の状況、関係機関等の意見を踏まえ、当該計画の対象区域内の休猟区の全部又は一部について、当該特定鳥獣を狩猟により捕獲することができる特例休猟区として指定することとし、当該計画の効果的・効率的な目標達成を図る。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ・境界を明確にするため、必要枚数の制札を設置する。
- ・鳥獣保護管理員等が鳥獣保護区等を巡視・管理する。
- ・鳥獣の生息環境の悪化が懸念される箇所については、その環境を改善・保全し、安定的な保護繁殖を図ることとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第7表)

| 区分 | 現況 | 令和4年度～令和8年度 |
|--------|-----------------------|-------------------|
| 標識類の整備 | 新設及び更新鳥獣保護区等、必要に応じて設置 | 更新鳥獣保護区等、必要に応じて設置 |

② 利用施設の整備

(第8表)

| 区分 | 現況 | 令和4年度～令和8年度 |
|-------------|---|---|
| 観察路、観察舎等の整備 | 河北潟鳥獣保護区 河北潟野鳥観察舎 専光寺鳥獣保護区 ササゴイの池野鳥観察舎 白山鳥獣保護区 ブナオ山観察舎 | 整備予定なし。(必要に応じて維持補修等を行う。) ただし、ササゴイの池野鳥観察舎については、犀川左岸改修工事に関連し、関係機関と協議を行う。 |
| その他の施設等の整備 | 鳥類の生息環境の向上を図るため、愛鳥モデル校を中心に巣箱等を設置 | 鳥類の生息環境の向上を図るため、愛鳥モデル校を中心に巣箱等を設置 |

③ 調査、巡視等の計画

(第9表)

| 区分 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-----|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 管理員等 | 箇所数 | 19市町 | 19市町 | 19市町 | 19市町 | 19市町 |
| | 人数 | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 |
| 管理のための調査の実施 | | 鳥獣保護区等の巡視、狩猟の取締りに関連する巡視、調査等に努める | | | | |

(3) 保全事業の実施

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、保全事業の実施によりその改善に努める。

保全事業を行うに当たっては、関係者等の意見を聴き、当該鳥獣保護区の保護に関する指針において、保全の目標、区域及び事業内容を定め、関係機関等との調整を図る。

なお、保全事業実施後においても、目標達成の状況のモニタリング等に努める。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

国の計画に基づき、いしかわ動物園においてトキ及びライチョウの飼育・繁殖に取り組み、種の保存に貢献する。

(2) 人工増殖計画

(第10表)

| 年度 | 希少鳥獣 | | 狩猟鳥獣 | | 備考 |
|-----------------|-------|--|------|------|----|
| | 鳥獣名 | 実施方法 | 鳥獣名 | 指導方法 | |
| 令和4年度 ～令和8年度 | トキ | 国のトキ保護増殖事業計画に基づき、トキの分散飼育地として、いしかわ動物園において、飼育・繁殖に取り組む。 | 該当なし | | |
| | ライチョウ | 国のライチョウ保護増殖事業計画に基づき、いしかわ動物園において、飼育・繁殖に取り組む。 | 該当なし | | |

2 放鳥獣

- ・狩猟資源の確保のため、キジを休猟区等の生息適地であって、鳥獣被害のおそれのない場所に、計画的に放鳥する。なお、遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点から、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。
- ・放鳥の際には、オスの足環の装着に努め、狩猟者等とその捕獲報告を求め、生息分布等調査を実施する。
- ・感染症等については、生産業者に指導を行うとともに、関係機関と連絡調整を密に行いながら対応する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省レッドリスト又は石川県レッドデータブックに掲載されている鳥獣及び絶滅のおそれのある地域個体群並びにそれに準ずる鳥獣。

② 保護及び管理の考え方

生息状況等の把握に努め、個体群の維持・回復を図るため必要な保護対策を講じる。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第7項により環境省令で定める鳥獣。

② 保護及び管理の考え方

捕獲実施者等からの報告及び調査等を通じ、生息状況及び生息分布を把握し、必要に応じて捕獲制限あるいは第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整等を行い、持続的な利用が可能となるよう適切な対応に努める。ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取り組みは行わない。

(3) 外来鳥獣等

① 対象種

本来、国内に生息地を有しておらず、人為的に海外等から導入された鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣。

② 管理の考え方

生活環境や農林水産業に著しい被害を及ぼす外来鳥獣等については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟による捕獲又は有害鳥獣捕獲を積極的に推進し、その被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第5項により環境省令で定める鳥獣。

② 管理の考え方

第二種特定鳥獣管理計画に基づき、捕獲を推進するものとする。

本県における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘察し、市町が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図った上、必要と認められるときには、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができるものとする。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

本県に生息している（1）～（4）以外の鳥獣。

② 保護及び管理の考え方

生息状況、生息分布の把握に努め、必要に応じて対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可にあたっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑦ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑧ 愛玩のための飼養を目的とする場合。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮並びにわな猟にあっては適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく鳥獣の保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びクマ類やカモシカ等の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができるものとする。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定する。

3) ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。ただし、錯誤捕獲に対応する場合においては、この限りでない。

② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

- (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

オオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密漁の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

- (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる可能性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者にあつては、以下の基準に適合する必要がある。

3-1 学術研究を目的とする場合

- (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可権者
知事

- ② 研究の目的及び内容

次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

- ③ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

- ④ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数。(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。

- ⑤ 期間

1年以内。

- ⑥ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

- ⑦ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であつて、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りではない。

⑧ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該装置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

① 許可権者

知事

② 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

③ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑥ 方法

網、わな又は手捕。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

① 許可権者

知事

② 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

③ 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

④ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応するこ

と。

- ⑤ 区域
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

- ⑥ 方法
可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

- ① 許可権者
知事
- ② 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
- ③ 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)
- ④ 期間
1年以内。
- ⑤ 区域
申請者の職務上必要な区域。
- ⑥ 方法
禁止猟法は認めない。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- ① 許可権者
知事
- ② 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。
- ③ 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)
- ④ 期間
1年以内。
- ⑤ 区域
必要と認められる区域。
- ⑥ 方法
禁止猟法は認めない。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整(以下「個体数調整捕獲」という。)の目的
 - ① 許可対象者

個体数調整捕獲の許可対象者は、管理対象地域の市町とする。ただし、銃器を使用しない方法による許可であって、以下の4点を全て満たす場合には、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

- ・従事者の中に捕獲方法に応じた狩猟免許を所持する者が含まれること
- ・市町が従事者に対して講習会を実施する等により捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ・当該免許を受けていない者が、補助者として、当該免許を受けている者の監督下でわなの見回り及び餌の設置を行うこと
- ・実施にあたり、市町、(一社)石川県猟友会等関係機関及び地域の関係者と十分調整されていること

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭又は個)であること。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえて適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

個体数調整捕獲の方法は、銃器によるものとする。ただし、銃器を使用することが適当でない場合は、わなによることができる。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止(以下「有害鳥獣捕獲」という。)の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害((2)において「被害」という。)の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合((2)において「予察」という。)についても許可する基準とする。被害防除と有害鳥獣捕獲を円滑に推進するため、全県的な連絡協議会を開催する。

① 許可対象者

- ・許可対象者は、原則として有害鳥獣による被害を受けた者から依頼を受けた市町又は法第9条第8項の規定する法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他環境大臣の定める法人(以下「農林水産業団体等」という。)とする。ただし、自己の所有地等における被害に係る有害鳥獣捕獲で、各地域の実情により市町又は農林水産業団体等による捕獲によりがたい場合は、当該所有者又は当該所有者から依頼を受けた者に対しても許可することができるものとする。
- ・許可対象者は、原則として、捕獲方法に応じた狩猟免許を所持している者とし、法人及び団体にあつては、当該有害鳥獣捕獲従事者が捕獲方法に応じた狩猟免許を所持している法人及び団体とする。ただし、銃器の使用以外の方法による許可であつて、次の1)～6)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができることとし、実施に当たっては、市町、(一社)石川県猟友会等関係機関と十分調整するものとする。

1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の小型の鳥獣を捕獲する場合であつて、次に掲げる場合

- ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
- イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される

可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

- 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴って、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いて鳥獣を捕獲する場合
- 4) 市町又は法第9条第8項の規定する法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他環境大臣の定める法人に対する許可であって、以下の4点を全て満たす場合
 - ・従事者の中に捕獲方法に応じた狩猟免許を所持する者が含まれること
 - ・市町等が従事者に対して講習会を実施する等により捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - ・当該免許を受けていない者が、補助者として、当該免許を受けている者の監督下でわなの見回り及び餌の設置を行うこと
 - ・実施にあたり、市町、(一社)石川県猟友会等関係機関及び地域の関係者と十分調整されていること
- 5) 捕獲箱により、ドバトを捕獲又は卵を採取する場合
- 6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に定める電気事業者が、自らが設置した電気工作物上において、手捕りにより、カラス等を捕獲又は卵を採取する場合

② 鳥獣の種類・数

- ・許可対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。
- ・鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。
- ・許可対象鳥獣の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)であること。第1種特定鳥獣保護計画を策定した場合は、当該計画における目標との整合に配慮する。

③ 期間

有害鳥獣捕獲の実施期間は、原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

④ 区域

被害の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な区域とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

⑤ 方法

- ・被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動を踏まえ、安全かつ的確な方法によるものとする。
- ・空気銃を使用した捕獲等は、止めさしを除き、大型獣類についてはその使用を認めない。
- ・わなを使用した捕獲等は、結果的に餌付けとなって被害を発生させることがないように指導するものとする。

⑥ その他

1) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

- ・市町長は、石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき、管内における鳥獣の被害を防除するため、県及び(一社)石川県猟友会長と協議し、捕獲隊を編成する。
- ・地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)の編成や連携について、市町の指導に努めるものとする。
- ・市町と協力して、捕獲技術等の向上のため、(一社)石川県猟友会と連携しながら講習会等を実施する。

イ 捕獲隊編成指導事項の概要

- ・捕獲は、隊若しくは班による団体捕獲を原則とし、捕獲従事者数は被害の発生状況等を考慮し必要最小限とする。
- ・捕獲隊は必要に応じ捕獲班を置くことができるものとし、1班の人員は原則として2名以上20名以内とする。
- ・捕獲隊員は、狩猟免許を有する者で、原則として3年(3狩猟期相当)以上の狩猟経験を有し、過去3か年に鳥獣関係法令等に違反したことがなく、かつ狩猟災害制度に加入していて、随時出動可能な者とする。ただし、網猟免許又はわな猟免許を有する者については、1年(1狩猟期相当)以上の網猟又はわな猟の経験を積んだ者で、過去3年間に鳥獣関係法令に違反したことがない者でかつ狩猟災害に関する共済、保険等に加入していて、随時出動可能な者とする。
- ・銃器を使用しない方法による捕獲の場合に限り、捕獲従事者の中に網猟免許又はわな猟免許を所持する者がいる場合は、これらの免許を所持していない者を補助者として含めることができるものとし、実施に当たっては、市町、(一社)石川県猟友会等関係機関と十分調整するものとする。この場合、市町はこれらの免許を所持しない者に対し、講習会を実施するなど、捕獲技術、安全性が確保されるよう措置するものとする。
- ・捕獲に従事するときは、捕獲隊員である旨を表示する腕章等を帯用するとともに、捕獲周辺地域住民に捕獲による危険防止の周知徹底を図るものとする。

2) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

3) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

4) 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅小な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることは稀であるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

5) 予察捕獲

ア 許可基準

予察による有害鳥獣捕獲(以下、「予察捕獲」という。)は、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。た

だし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない。

イ 予察表の作成

- ・鳥獣の種類別及び地域別による被害発生予察表を地域の実情に応じ、作成するものとする。
- ・作成に当たっては、過去3年間の鳥獣による被害の発生状況及び鳥獣の生息状況について、科学的な知見に基づき、調査及び検討を行うものとする。
- ・予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。

ウ 被害発生の現状

過去の被害発生状況をもとにした加害鳥獣名、被害農林水産物等、被害発生時期及び被害発生地域は次の予察表に示すとおりである。

| 加害鳥獣名 | 被害農林水産物等 | 被害発生時期 | | | | | | | | | | | | 被害発生地域 | | | |
|-------|---------------------------------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|--|--|---|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | |
| カラス | 水稲、野菜、果樹、航空機、人、送電線、生活環境被害、家畜(牛) | ← | | | | | | | | | | | | | | | 県内全域(輪島市、珠洲市、穴水町除く) |
| カモ類 | 水稲、野菜、果樹、牧草、航空機 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、川北町、白山市、野々市市、金沢市、津幡町、内灘町、羽咋市、能登町 |
| スズメ | 水稲、野菜、果樹、航空機 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、川北町、金沢市、羽咋市、能登町 |
| サギ類 | 水稲、野菜、生活環境被害 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、白山市、野々市市、かほく市、羽咋市、能登町 |
| ドバト | 水稲、豆類、野菜、果樹、航空機 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、川北町、白山市、金沢市、かほく市 |
| キジ | 野菜 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 金沢市、かほく市、内灘町 |
| ムクドリ | 果樹、水稲、野菜、航空機 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、川北町、白山市、金沢市 |
| ヒヨドリ | 果樹 | | ← | | | | | | | | | | | | | | 能登町 |
| ハクチョウ | 野菜 | | | | | | | | | | ← | | | | | | 羽咋市 |
| キジバト | 農作物全般 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 白山市 |
| サル | 野菜、果樹 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、白山市、金沢市 |
| タヌキ | 野菜、果樹 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、白山市、金沢市、内灘町、七尾市、羽咋市、宝達志水町、穴水町、能登町 |
| イノシシ | 水稲、野菜、豆類、法面、水路 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 県内全域(川北町、野々市市除く) |
| アナグマ | 果樹、野菜 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、白山市、七尾市、穴水町、能登町 |
| アライグマ | 野菜 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、白山市 |
| ノウサギ | 野菜、果樹、杉 | ← | | | | | | | | | | | | ← | | | 津幡町、羽咋市 |
| ネズミ | 野菜 | | ← | | | | | | | | | | | | | | 金沢市、かほく市、内灘町 |
| カモシカ | 野菜、造林木 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 白山市、金沢市 |
| ハクビシン | 野菜、果樹 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、白山市、野々市市、金沢市、かほく市、七尾市、羽咋市、宝達志水町、珠洲市、穴水町、能登町 |
| ニホンジカ | 造林木、野菜 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、白山市、金沢市 |
| キツネ | 野菜、果樹 | | ← | | | | | | | | | | | | | | 穴水町 |
| クマ | 造林木、果樹、養蜂、人 | ← | | | | | | | | | | | | | | | 小松市、加賀市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、津幡町 |

6) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

3-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可権者

知事

② 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)

④ 期間

6か月以内。

⑤ 区域

規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。

⑥ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

① 許可権者

知事

② 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽、頭又は個)とすること。放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。

④ 期間

6か月以内。

⑤ 区域

規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑥ 方法

網、わな又は手捕。

(3) 鵜飼漁業への利用の目的

① 許可権者

知事

② 許可対象者

鶉飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

- ③ 鳥獣の種類・数
ウミウ又はカワウ。鶉飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。

- ④ 期間
6か月以内。

- ⑤ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

- ⑥ 方法
手捕。

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ① 許可権者
知事

- ② 許可対象者
祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

- ③ 鳥獣の種類・数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く）。

- ④ 期間
30日以内。

- ⑤ 区域
規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。

- ⑥ 方法
禁止猟法は認めない。

(5) その他公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシ

カについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡とする場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。特にツキノワグマについては、脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努めるよう指導するものとする。

また、錯誤捕獲をした場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制等の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導するものとする。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

4-2 許可権限の市町長への委譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町長に委譲し、第二種特定鳥獣管理計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合については、当該市町における十分な判断体制の整備等に配慮する。

知事は、捕獲許可に係る権限を市町長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町に及ぶ場合には、知事が許可するものとする。

4-3 鳥類の飼養登録

以下に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

愛玩飼養を目的とした飼養登録については、権限を市町に委譲しており、飼養適正化のために次の事項を指導する。

- ・登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ・平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、

個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

- ・装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ・愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

4-4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第24条第1項及び施行規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合の条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合の条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

なお、販売禁止鳥獣等の販売許可は、権限を市町に委譲しており、許可の考え方及び許可の条件について適正となるよう指導するものとする。

4-5 住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合の留意事項等

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

現在までの銃猟に伴う危険を予防する区域は都市近郊の農地、河川敷、ゴルフ場等の一般住民が利用する地域としている。銃猟により、事故発生が予想される地域、特に都市計画上の市街化区域などの市街地や人口集中地区については関係機関と調整の上、事故防止と静謐さの確保のため積極的に指定する。

また、学校や通学路の周辺、子どもの遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域については、わな猟に伴う危険を予防するため関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて特定猟具使用禁止区域の指定を進める。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第12表)

| | | 既指定 特定猟具 使用禁止区 域(A) | 本計画期間に指定する特定猟具使用禁 止区域 | | | | | | 本計画期間に区域拡大する特 定猟具使用禁止区域 | | | | | |
|------------------------------------|----|------------------------------|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|
| | | | 4 年 度 | 5 年 度 | 6 年 度 | 7 年 度 | 8 年 度 | 計(B) | 4 年 度 | 5 年 度 | 6 年 度 | 7 年 度 | 8 年 度 | 計(C) |
| 銃猟に伴う危険を 予防する ための区 域 | 箇所 | 66 | 箇所 | 1 | | | | | 1 | | | | | 0 |
| | 面積 | 23,442 ha | 変動 面積 | 68 | | | | | 68 | | | | | 0 |
| わな猟に 伴う危険 を予防す るための 区域 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | 0 | | | | | 0 |
| | 面積 | ha | 変動 面積 | ha | | | | | 0 | | | | | 0 |

| | | 本計画期間に区域減少する特 定猟具使用禁止区域 | | | | | | 本計画期間に廃止または期間 満了により消滅する特定猟具 使用禁止区域 | | | | | | 計 画 期 間 中 の 増 減 (減:△) * | 計 画 終 了 時 の 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域** |
|------------------------------------|----|----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|--|-------------|-------------|-------------|-------------|------|-------------------------------------|--|
| | | 4 年 度 | 5 年 度 | 6 年 度 | 7 年 度 | 8 年 度 | 計(D) | 4 年 度 | 5 年 度 | 6 年 度 | 7 年 度 | 8 年 度 | 計(E) | | |
| 銃猟に伴う危険を 予防する ための区 域 | 箇所 | | | | | | 0 | | | | | | | 1 | 67 |
| | 面積 | | | | | | 0 | | | | | | | 68 | 23,510 |
| わな猟に 伴う危険 を予防す るための 区域 | 箇所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | | | | | | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 |

* 箇所数については (B)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)

面積については (B)+(C)-(D)-(E)

面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

ただし、市町から新たな指定や区域拡大の要望があった場合は、必要に応じて指定を進める。

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第13表)

| 年度 | 銃猟に伴う危険を予防するための区域 | | | | |
|-------|---------------------|--------------------------|--------------|------------------------|-----|
| | 特定猟具使用禁止区 域指定所在地 | 特定猟具使用禁止区域名 称 (特定猟具名) | 指定面積 (ha) | 指定期間 | 備考 |
| 令和4年度 | 加賀市 | 橋立地区宮町周辺(銃器) | 122 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | 加賀市 | 分校地区周辺(銃器) | 60 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | 加賀市 | 山田(銃器) | 450 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | 小松市 | 八丁川(銃器) | 490 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | 小松市 | 佐美(銃器) | 114 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | 小松市 | 粟津(銃器) | 374 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |

| | | | | | |
|-------|-------------------------|-------------|-------|------------------------|-----|
| | 小松市 | 国府(銃器) | 138 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | 能美市 | 岩内宮竹(銃器) | 660 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | 川北町 | 川北(銃器) | 68 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 新 規 |
| | 金沢市 | 大浦(銃器) | 85 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | 河北郡内灘町 | 内灘海岸(銃器) | 949 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | かほく市 | 高松・宇ノ気(銃器) | 183 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | 鹿島郡能登町 | 長曾川(銃器) | 316 | 4年11月1日から 14年10月31日 | 再指定 |
| | 計 | 13箇所 | 4,009 | | |
| 令和5年度 | 加賀市 | 日谷(銃器) | 300 | 5年11月1日から 15年10月31日 | 再指定 |
| | 加賀市 | 永井(銃器) | 324 | 5年11月1日から 15年10月31日 | 再指定 |
| | 加賀市 | 金明(銃器) | 133 | 5年11月1日から 15年10月31日 | 再指定 |
| | 白山市 | 手取川第3ダム(銃器) | 80 | 5年11月1日から 15年10月31日 | 再指定 |
| | 金沢市 | 示野(銃器) | 372 | 5年11月1日から 15年10月31日 | 再指定 |
| | 金沢市 | 二日市(銃器) | 165 | 5年11月1日から 15年10月31日 | 再指定 |
| | 金沢市、かほく市、河 北郡内灘町、津幡町 | 河北潟(銃器) | 1,540 | 5年11月1日から 15年10月31日 | 再指定 |
| | 七尾市 | 多根(銃器) | 42 | 5年11月1日から 15年10月31日 | 再指定 |
| | 計 | 8箇所 | 2,956 | | |
| 令和6年度 | 加賀市 | 柴山潟(銃器) | 270 | 6年11月1日から 16年10月31日 | 再指定 |
| | 小松市 | 下粟津(銃器) | 32 | 6年11月1日から 16年10月31日 | 再指定 |
| | 能美市 | 徳山湯屋(銃器) | 620 | 6年11月1日から 16年10月31日 | 再指定 |
| | 金沢市 | 専光寺(銃器) | 18 | 6年11月1日から 16年10月31日 | 再指定 |
| | 金沢市、河北郡内灘町 | 金沢港湾(銃器) | 453 | 6年11月1日から 16年10月31日 | 再指定 |
| | 七尾市 | 田鶴浜(銃器) | 130 | 6年11月1日から 16年10月31日 | 再指定 |
| | 計 | 6箇所 | 1,523 | | |
| 令和7年度 | 加賀市 | 山代(銃器) | 184 | 7年11月1日から 17年10月31日 | 再指定 |
| | 小松市 | 安宅育成(銃器) | 545 | 7年11月1日から 17年10月31日 | 再指定 |
| | 小松市 | 八幡(銃器) | 585 | 7年11月1日から 17年10月31日 | 再指定 |
| | 金沢市 | 栗崎(銃器) | 56 | 7年11月1日から 17年10月31日 | 再指定 |
| | かほく市 | 紋平柿団地(銃禁) | 159 | 7年11月1日から 17年10月31日 | 再指定 |
| | 羽咋市 | 一ノ宮(銃器) | 151 | 7年11月1日から 17年10月31日 | 再指定 |

| | | | | | |
|-------|-----|----------|--------|------------------------|-----|
| | 七尾市 | 白浜（銃器） | 55 | 7年11月1日から 17年10月31日 | 再指定 |
| | 計 | 7箇所 | 1,735 | | |
| 令和8年度 | 能美市 | 根上西部（銃器） | 575 | 8年11月1日から 18年10月31日 | 再指定 |
| | 白山市 | 美川地区（銃器） | 220 | 8年11月1日から 18年10月31日 | 再指定 |
| | 羽咋市 | 千里浜（銃器） | 130 | 8年11月1日から 18年10月31日 | 再指定 |
| | 計 | 3箇所 | 925 | | |
| | 新規 | 1箇所 | 68 | | |
| | 再指定 | 36箇所 | 11,080 | | |
| | 合計 | 37箇所 | 11,148 | | |

2 特定猟具使用制限区域の指定

該当なし

3 猟区設定のための指導

県内に設定されている猟区は、大聖寺捕鴨猟区1箇所であり、今後とも設定者に対し適正な管理運営指導を行い、秩序ある管理された狩猟が実現されるよう、規定に基づき管理運営に関する報告を義務づける。

4 指定猟法禁止区域

該当なし

第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画は、それぞれの地域において生息数の著しい減少又は生息地の範囲の減少により絶滅のおそれが生じている鳥獣の地域個体群について、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

作成に当たっては、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護の目標を設定し、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策等の保護事業を総合的に講じることとする。

2 実施計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画を効果的・効率的に実施するため、必要に応じて市町において実施計画を作成するよう指導する。

第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画は、それぞれの地域において生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により農林水産業被害等の人ととのあつれきが深刻化している鳥獣の地域個体群について、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、長期的な観点から、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、地域個体群の管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

作成に当たっては、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の管理事業を総合的に

講じることとする。

(第14表)

| 計画作成年度 | 計画作成の目的 | 対象鳥獣の種類 | 計画の期間 | 対象区域 | 備考 |
|--------|---|---------|--------------------|---------------------|---|
| 令和4年度 | 農林業及び生活に対する被害が顕著であるが、生息分布や生息数が限られ、その管理に配慮が必要なニホンザルを対象として、個体群管理の目標、地域区分等を設定し、これに基づき生息環境管理、個体管理、被害防除対策等の事業を実施することにより今後、人と野生動物が共存していくため、計画的な管理を推進する。 | ニホンザル | R4.4.1 ～R9.3.31 | 小松市、 白山市、 金沢市 | |
| 令和4年度 | 生息域が拡大傾向にあり、それに伴い農林業被害が高い水準にあるイノシシについて、専門家や関係者の協力を得ながら、その生息状況及び被害発生状況を正確に把握し、個体群管理・被害防除対策等の総合的な実施を目指す。 | イノシシ | R4.4.1 ～R9.3.31 | 県内全域 | 生息状況や被害状況等を勘案して、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができる。 |
| 令和4年度 | 農林業及び生活に対する被害が顕著であるが、生息分布や生息数が限られ、その管理に配慮が必要なツキノワグマを対象として、個体群管理の目標、地域区分等を設定し、これに基づき生息環境管理、個体数管理、被害防除対策等の事業を実施することにより今後、人と野生動物が共存していくため、計画的な管理を推進する。 | ツキノワグマ | R4.4.1 ～R9.3.31 | 県内全域 | 白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針(平成21年3月策定) |
| 令和4年度 | 県内への侵入と生息域の拡大が危惧されるニホンジカについて、専門家や関係者の協力を得ながら、その生息状況及び被害発生状況を正確に把握し、個体群管理・被害防除対策等の総合的な実施を目指す。 | ニホンジカ | R4.4.1 ～R9.3.31 | 県内全域 | 生息状況や被害状況等を勘案して、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができる。 |

2 実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画を効果的・効率的に実施するため、必要に応じて市町において実施計画を作成するよう指導する。

第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理を行うため、法第78条の2に基づく調査として、継続的かつ計画的に生息状況等調査を実施し、情報の集積に努める。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内における鳥獣の生息分布及び希少鳥獣等の調査、ガンカモ科鳥類の生息状況調査を実施し、効果的な保護対策に資するものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類等をアンケート調査、狩猟捕獲報告、既存資料の活用などにより、必要に応じて調査するものとする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、石川県指定希少野生動物種に指定されているチュウヒ、コアジサシ等の分布、生息数、生息環境、生態等を調査するものとする。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ科鳥類の渡来、越冬状況を明らかにするため、県内の主要箇所では生息状況調査を実施する。

(第15表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|---|-----------------|---|-----------------|
| 県内12箇所 片野鴨池、柴山潟、木場潟、 手取川、犀川(中流、下 流)、河北潟、邑知潟、七尾 南湾、七尾西湾、雁の池、 正院 | 令和4年度 ～令和8年度 | 調査日 毎年1月中旬 各地域ごとに観測定点を定め、 種類別羽数をカウントする。 | 日本野鳥の会 石川に委託 |

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定期間、更新の有無等、将来の効果的な指定に資するための調査を実施する。

(第16表)

| 対象保護区等の名称 | 調査年度 | 調査の種類・方法 | 備考 |
|---|------|---|----|
| 大聖寺 杉水 鈴ヶ岳 キゴ山 卯辰山 河北潟 河北海岸 津幡 | 4年度 | ロードサイドカウント法に より、鳥獣保護区内及び隣接 の猟野の生息種生息数の状況 等を調査する。 | |
| 山代温泉 関野鼻 猿山 岩倉 | 5年度 | | |
| 鶴来 眉丈山 一ノ宮 | 6年度 | | |
| 高松 高爪山 川尻 三井 奥仁行 | 7年度 | | |
| 小木 大日山 | 8年度 | | |

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟資源の確保を図るため、捕獲地の環境及び放鳥地と捕獲地との関連をさぐり、適正な狩猟を推進するための資料とする。

(2) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況及び捕獲等の状況を調査する。調査の実施に当たっては、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めるものとする。

(第17表)

| 対象鳥獣 | 調査年度 | 調査内容、調査方法 | 備考 |
|------------|-----------------|--------------|----|
| キジ ヤマドリ | 令和4年度 ～令和8年度 | 出会い数調査を実施する。 | |

| | | | |
|---------------|--|--|--|
| ツキノワグマ | | 狩猟者からの捕獲報告により、分布状況を把握する。 必要に応じて、個体群の動態を把握するためのアンケート調査を実施する。 | |
| ニホンジカ イノシシ | | 狩猟者からの捕獲報告により、分布状況を把握する。 出猟カレンダーにより、捕獲等の位置情報や、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等のを把握する。 | |

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥事業を効果的に行うため、雄キジに標識をつけて放鳥し、捕獲報告を受けることにより、放鳥地域での定着状況を明らかにする。

5 鳥獣管理対策調査

(1) 方針

鳥獣と農林作物等の因果関係を明らかにし、被害防除方法確立の基礎資料とするため、管理の必要性の高い鳥獣について生息実態等の調査を行う。

(2) 調査の概要

(第18表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査内容、調査方法 | 備考 |
|-------|-----------------|-------------|----|
| カワウ | 令和4年度～ 令和8年度 | ねぐらモニタリング調査 | |

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

研修等により専門的知識の向上を図るとともに、情報交換を密にして鳥獣保護管理事業の実施体制の充実に努める。

(2) 設置計画

(第19表)

| 区分 | 現況 | | | 計画終了時 | | | 備考 |
|-------------------------|----|----|---|-------|----|---|---|
| | 専任 | 兼任 | 計 | 専任 | 兼任 | 計 | |
| 本 庁 〔生活環境部 自然環境課〕 | 4 | 0 | 4 | 4 | 0 | 4 | ・鳥獣行政の企画、立案、計画指導、その他 ・鳥獣保護管理行政全般に関する こと |
| 出 先 (農林総合事務所) | | 各1 | 5 | | 各1 | 5 | ・鳥獣保護区等管理 ・狩猟者登録 (県内) |

(3) 研修計画

(第20表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内容・目的 |
|-----------------------------|----|-------|------|----|----|----------------------------|
| 鳥獣行政担当者会議 (農林総合事務所担当者会議) | 県 | 4、10月 | 2 | 全県 | 10 | 鳥獣保護区等指定事務、狩猟取締、狩猟者登録事務打合せ |
| 鳥獣行政担当者会議 (市町担当者会議) | 県 | 5～8月 | 1 | 全県 | 38 | 鳥獣保護管理事業関係打合せ |
| 中部7県鳥獣行政担当者会議 | 7県 | 6月 | 1 | 7県 | 2 | 中部7県合同の事例研究・情報交換 |
| 都道府県鳥獣行政担当者会議 | 国 | 11、3月 | 2 | 全国 | 2 | 国の指針、執行事務の質疑・応答 |
| 野生生物研修 | 国 | 12月 | 1 | 全国 | 2 | 野生生物との共生に必要な実務研修 |

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

地域の特性に応じた鳥獣保護管理行政を進めるため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知識をもつ鳥獣保護管理員又は鳥獣保護管理員と類似の業務を委嘱する民間人（以下、「鳥獣保護管理員等」とする）を適切に配置するとともに、研修等の実施により資質の向上を図る。

(2) 設置計画

(第21表)

| 基準設置数 (A) | 令和3年度末 | | 年度計画 | | | | | | 計(C) | 充足率(C/A) |
|--------------|--------|----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------|----------|
| | 人員(B) | 充足率(B/A) | 令和4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | | |
| 29人 | 29人 | 100% | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 | 29人 | 100% |

(3) 年間活動計画

(第22表)

| 活動内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|---------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 狩猟取締の実施 | | | | | | | | | | | | | 4～10(月2回を基準)14回 11～3月(月8回を基準)40回 計 54回 傷病鳥獣救護、被害対策指導 等 |
| 鳥獣保護区等の管理 | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | | |
| 鳥獣に関する調査 | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | | |
| 鳥獣保護管理思想の普及啓発 | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | | |
| その他の業務 | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | | |

(4) 研修計画

(第23表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内容・目的 |
|-------------|----------|-----|------|----|------|------------------|
| 鳥獣保護管理員等研修会 | 県 | 10月 | 1 | 全県 | 29人 | 法律解釈、事例研究、情報交換 |
| 管内別研修会 | 各農林総合事務所 | 随時 | 4～5 | 管内 | 3～10 | 地域的問題について、随時実施する |

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

狩猟者の高齢化の進行やイノシシ等の加害獣対策として狩猟免許所持希望者の増加に鑑み、

鳥獣の保護及び管理の担い手の確保・育成と狩猟等の捕獲等の捕獲技能の向上に努める。

(2) 狩猟者の確保・育成と技能の向上

狩猟免許試験の回数増加や、狩猟免許試験の事前講習会の開催により、新たな担い手の確保及び狩猟者の育成をはかるため、捕獲技能の向上を図るため、初心者及び中堅の狩猟者を対象に研修を行う。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保

法人が実施する鳥獣の捕獲等の事業のうち、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合しているものについて、適切かつ効果的な鳥獣の捕獲等をする事業であるとして認定するものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

いしかわ動物園において、傷病鳥獣の救護を行う。

また、トキ及びライチョウの飼育・繁殖に取り組み、特にトキについてはその公開等を通じて、県民の鳥獣保護への理解の促進を図る。

(2) 鳥獣保護センター等の施設概要

(第24表)

| 名称 | 整備年度 | 施設の所在地 | 施設の内容 | 利用の方針 |
|---------|------|--------|--------------------------------|----------------|
| いしかわ動物園 | H11 | 能美市徳山町 | 展示施設、動物学習センター、動物リハビリセンター、ビバリウム | 傷病鳥獣救護、野生動物相談等 |

5 取締り

(1) 方針

取締りにあたっては、鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員等及び警察との連携のもとに、違法捕獲及び狩猟事故の未然防止に努める。

(2) 年間計画

(第25表)

| 事項 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|---|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-------------------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 猟期(外)、非狩猟鳥獣、違反猟具、違反猟法 カスミ網の使用・所持・販売 無許可飼養、違法捕獲 発砲制限違反(区域、時間) | ← | | | | | | | | | | | | → | 違反多発区域、多数出猟日(週末等)を重点に巡回 |

6 必要な財源の確保

本計画に記載されている各種鳥獣保護管理事業を円滑に実施するため、その必要性や金額を十分に精査の上、必要な財源の確保に努める。また、支出に当たっても、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の各種事業の実施に対し、効果的な支出を図る。

第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1 傷病鳥獣救護の基本的な対応

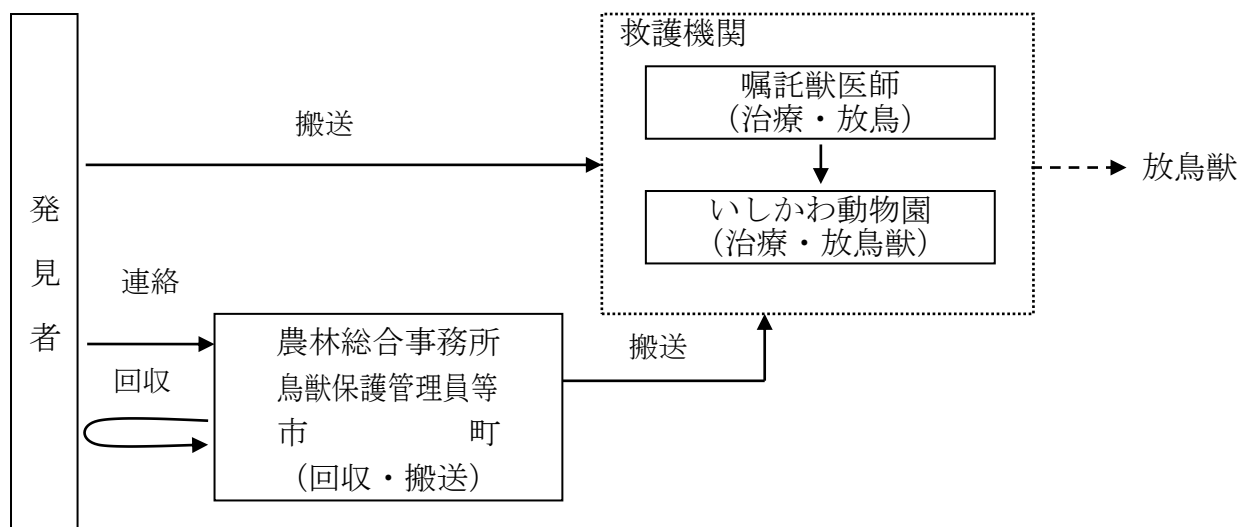
傷病鳥獣の救護については、いしかわ動物園を中心として、(公社)石川県獣医師会の協力のもと治療体制を構築し傷病鳥獣の野生復帰を促進するよう努める。また、長期の療養を要する傷病鳥獣については、傷病鳥獣保護ボランティア登録者の協力を得ながら、救護制度の充実を図るものとする。

また、油汚染事故など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係者間の連絡体制

整備を図るとともに、海鳥や海棲ほ乳類の生息状況について把握するよう努める。

なお、ヒナ及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民への周知に努める。

傷病鳥獣救護体制



2 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めるとともに、パンフレットやホームページ等により普及啓発を積極的に推進するものとする。その際には、以下の点について留意するものとする。

- ・安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- ・観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。
- ・生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

3 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい鳥獣由来の感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。

鳥獣の関わる感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、国民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症であり、家畜への影響も大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥の関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

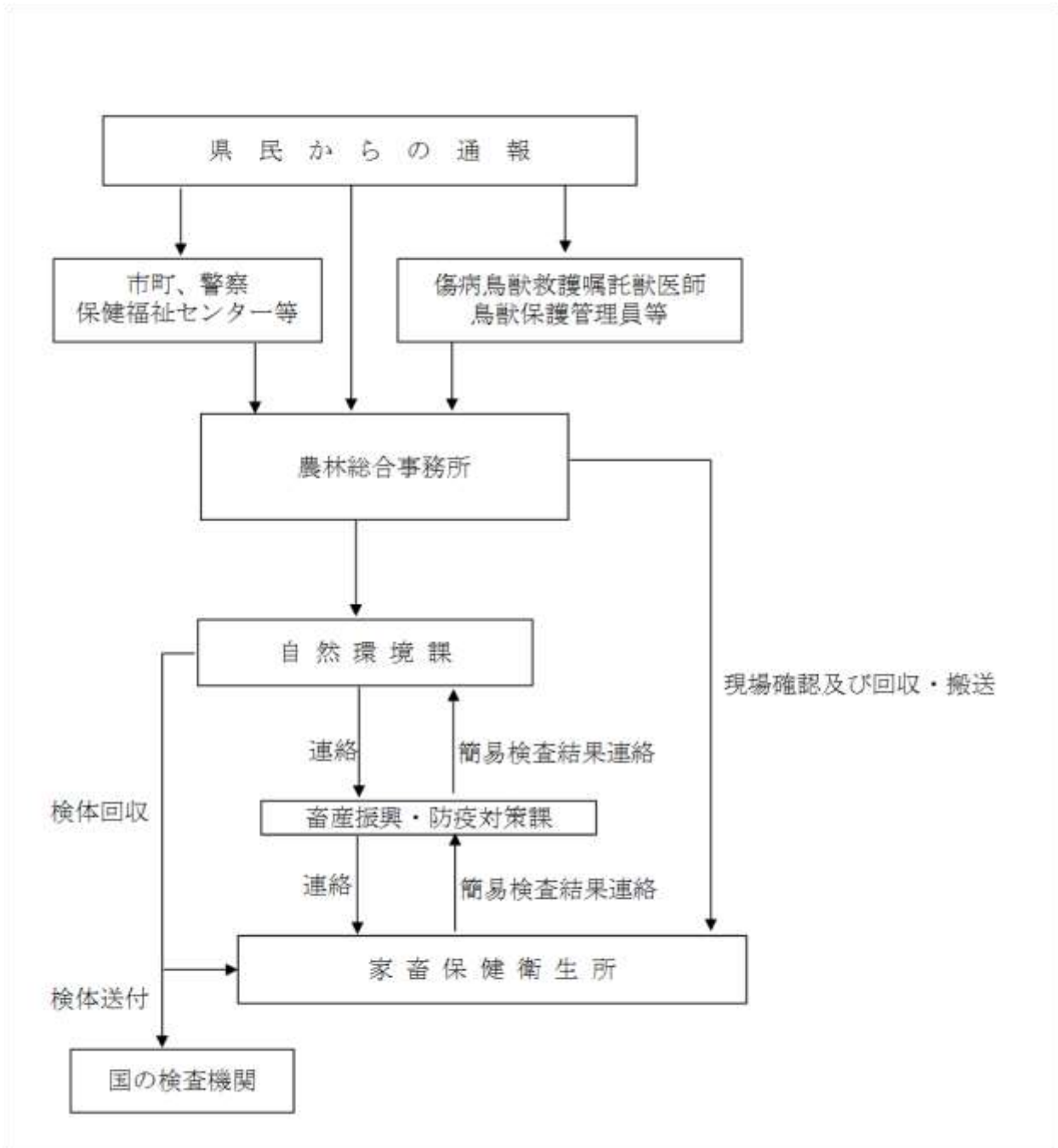
なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、関係機関との緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応するとともに、県民への的確な情報提供に努める。

・野鳥のウイルス保有状況調査

(第26表)

| 調査対象地域 | 調査方法 | 検査方法 | 調査時期 | 回数 |
|--------|--------------|-------|-------------|-----|
| 河北潟 | ガンカモ類の糞便採取調査 | 遺伝子検査 | 毎年10月から翌年4月 | 計1回 |

鳥インフルエンザに係る死亡野鳥発見時の対応等について



(2) 豚熱

本県では、令和元年8月に野生イノシシでの感染が初めて確認され、令和3年5月時点ではほぼ県内全域が感染確認地域となっているため、関係部局と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するにあたっては、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係機関等に対し積極的に普及啓発を行う。

(3) その他の野生鳥獣に関する感染症

可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者がみられている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

4 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

普及啓発の際、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとする。

また、愛鳥ポスターコンクールや、愛鳥モデル校の指定などを実施することにより、鳥獣の保護思想の普及を図る。

② 事業の年間計画

(第27表)

| 事業内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|-----------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--|----|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 愛鳥週間行事 | ←————→ | | | | | | | | | | | | | | |
| 広報機関による啓発 | ←————→ | | | | | | | | | | | | | | |

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第28表)

| 区分 | 令和4年度～令和8年度 | 開催地 | 備考 |
|--------|--------------------|------------|--------------------|
| 愛鳥週間行事 | ポスターコンクール（小・中・高校生） | 金沢市他 | 参加人員 |
| | 愛鳥モデル校の指定（小学校） | | ポスターコンクール 800人 |
| | ツバメの生息一斉調査（小学校6年生） | | ツバメの生息一斉調査 13,000人 |
| | 巣箱づくり、バード・カービング教室 | | 各教室等 100人 |
| | 探鳥会 | | 探鳥会 300人 |
| | | | 式典（表彰） 50人 |
| | | 合計 14,250人 | |

(2) 野鳥観察舎等の整備

(第29表)

| 名称 | 整備年度 | 施設の所在地 | 面積 | 施設の概要 | 施設の内容 | 利用の方針 |
|-------------------|-------|-------------|-----------------|-------------------------|-----------------------------------|---|
| 河北潟野鳥観察舎及び野鳥生息ゾーン | S 6 1 | 金沢市湊 | 敷地面積 17,038㎡ | 観察舎 (木造高床 13.23㎡) | 観察舎 フェンス 観察ブラインド マサキ生け垣 | 探鳥会や自然散策等を保護団体との連携により実施し、県民が鳥獣に親しく接する喜びが体得できるように努める |
| ササゴイの池観察舎 | S 6 2 | 金沢市 普正寺町 | 約9,400㎡ | 観察舎 (木造平屋 12.42㎡) | 園路 マサキ生け垣 遊歩道 杭工 カキノキ | |
| ブナオ山観察舎 | S 5 6 | 白山市尾添 | | 観察舎 (木造2階建 225㎡) | 大型双眼鏡、 望遠鏡設置 | |

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

児童・生徒が観察会などを通じ自然保護及び鳥獣保護への関心を高め、自らによる調査、保護活動を体験しながら地域への普及啓発を担うことを目的とし、概ね小中学校40校に1校の割合で愛鳥モデル校を指定する。

② 指定期間

5年

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

自然や鳥獣に関する図書、双眼鏡等を支給するとともに県職員・鳥獣保護管理員等により、観察の方法、調査および保護活動について指導助言を行う。

④ 指定計画

(第30表)

| 区分 | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | |
|-----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|
| | 既設 | 新設 | 計 | 既設 | 新設 | 計 | 既設 | 新設 | 計 | 既設 | 新設 | 計 | 既設 | 新設 | 計 |
| 小学校 | 8 | 2 | 10 | 8 | 2 | 10 | 8 | 2 | 10 | 8 | 2 | 10 | 8 | 2 | 10 |

(4) 法令の普及徹底

狩猟の適正化を推進するために、関係団体を指導するとともに、鳥獣に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制制度を重点に県広報、ポスター等により周知徹底を図る。